

令和元年度第2回埼玉県地域福祉推進委員会議事録（概要）

日 時：令和2年2月12日（水）10：00～12：00

場 所：埼玉会館3C

出席委員：中島委員長、石川副委員長、吉田（豊）委員、西川委員、
長谷部委員、坂本委員、宮嶋委員、高木委員、田中委員、
栗原委員、吉田（紀）委員

（出席11名、欠席2名）

議題：（1）「第5期埼玉県地域福祉支援計画」の進捗状況について
（2）「第6期埼玉県地域福祉支援計画」について

議題（1）「第5期埼玉県地域福祉支援計画」の進捗状況について

《事務局》資料に基づき説明

《栗原委員》

1つ目は、市町村総合相談支援体制の構築に関して課題としてあげられている、設置形態のあり方の検討とは、どのようなことでしょうか。

2つ目は、認知症カフェについてですが、認知症カフェと認定される要件はありますか。

3つ目は、「避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定市町村数」ですが、まだ個別計画を作成していない5市に対し、作成への課題をヒアリングしたとありますが、どのような課題がありますか。

4つ目は、「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」ですが、利用率の算出方法を教えてください。

《事務局》

市町村における包括的な支援体制については、国が整備の方向性を示していないため、市町村で検討していくことになっています。

例えば地域包括支援センターを中心に構築している自治体や、生活困窮者の自立相談支援窓口を中心に構築している自治体があるなど、市町村は実情に応じて構築しています。また、体制構築には福祉関係課以外にも、税や水道など他部局とも連携して体制を検討することが多いため、体制構築に時間がかかっている状況です。

《地域包括ケア課》

認知症カフェの定義は、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場ということです。市町村、地域包括支援センター、自治会、グループホームなど様々な主体が運営しています。

そのほか人員や設備の基準は一切設けていません。また、開催回数はカフェによって様々です。各市町村が認知症カフェと認定すればカウントしています。

《高齢者福祉課》

避難行動要支援者名簿に基づく個別計画を作成するために、対象者となる避難行動要支援者とその家族と話し合いをします。

個別計画の中では、支援者の候補を定めることになっていますが、要援護者に対する支援は義務ではなく、可能であれば支援していただいたり、普段から見守りに協力いただくということで設定するものです。しかし、災害発生時に支援者の候補の方が被災して要支援者の支援ができなかった場合に責任を負うのではないかと懸念して、支援者の候補になってもらえない、もしくは地域単位で個別計画を作成することに慎重なところがあります。

また、実際に個別計画を作成するには、自治会や自主防災組織などの組織の協力が不可欠です。例えば、自治会に未加入の方まで、避難行動要支援者として協力しなければいけないのかというような捉え方をする自治会もあります。市は作成の必要性については十分認識していますが、自治会や自主防災組織などとの意識のすり合わせなどがまだ終わっていないことが、作成していない大きい要因です。

《社会福祉課》

利用率算出方法ですが、分母が生活保護世帯の中学3年生の人数、分子が実際に生活保護世帯の中学3年生のうち学習支援事業を利用した人数となっています。

《中島委員長》

避難行動要支援者名簿の個別計画の策定が難しい4つの自治体は、どちらですか。

《高齢者福祉課》

行田市、入間市、桶川市、鶴ヶ島市です。

《中島委員長》

作成していない4市は、むしろ丁寧に地域に関わっている自治体だと思います。例えば行田市では、全ての自治会で支え合いマップを作成しています。丁寧に関わっているから、要支援者や支援者を選ぶことに慎重になり、個別計画を具体的に作成するのが難しい可能性があります。鶴ヶ島市も地域包括ケアシステムを非常に丁寧に構築している自治体ですし、桶川市、入間市も同様ですので、具体論になると難しいのかもしれないです。

《田中委員》

避難行動要支援者名簿についてですが、昨年の台風19号では私が住んでいる自治体もほとんど全域避難でした。

避難訓練では、避難行動要支援者名簿に基づき連絡が来ます。しかし台風19号のときは、全域避難という状況でしたが、全域避難を想定しているような避難所は確保されていませんでした。そのため避難所ではなく自宅の2階に上がってくださいということがあったと聞いています。

障害者協議会の関連団体に聞きましたが、実際に災害が来ると、連絡がなく、どのように避難したらよいか分からないという状況だったそうです。実際私も家にいたほうが安心安全なので、家で過ごしました。

各自治体で、要支援者名簿に登録された人に、災害時に具体的にどのような行動を取ったらよいか分かるような計画を作成し、支援を必要としている人が避難できるような対応策を、市町村は進めていただきたいです。

《中島委員長》

台風19号では、行政の対応の厳しさが報道されたと思います。一度、一般避難所に行ってから福祉避難所に誘導されますが、誘導がうまくいかず、結局障害者の方は自宅に戻られた方が非常に多かったなど、さまざま課題が指摘されました。事務局から補足的な説明ありますか。

《高齢者福祉課》

参考に1月の市町村会議で説明した内容を紹介します。台風19号の対応では、災害が起きると行政の取組が遅れているという指摘もありますが、一方でうまくいった自治体も埼玉県も含めて全国にございます。

埼玉県では加須市が比較的スムーズに実施できたということで、報道でも取り上げられています。比較的スムーズに実施できた自治体の多くは、令和元年の春から夏にかけて住民説明会などを行っていた傾向があります。

先日の研修会でも、広報で1回案内するだけでなく、周知の一環として訓練も実施するなど、具体的に行っていただくことを推奨しています。

また福祉避難所との関係ですが、福祉避難所は市町村が開設を決めて、初めて開設する避難所ですので、直接行くとそこが開いていない場合も当然あります。現在国も、第一次避難所に行くことを想定していますが、人によっては近くの二次避難所に行くということもあります。そのようなことも含めて、個別計画をつくる際には、二次避難所に直接避難することの検討が必要と記載することでスムーズに二次避難所に行くことができるのではと思います。

《坂本委員》

「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業の利用率」の主な取組のところで、三つ取組が記載されていますが、それぞれ実施している自治体数を教

えてください。

《社会福祉課》

中学生教室は全63市町村で実施しております。

続いて高校生教室ですが、町村は23町村全て実施しており、市で未実施は7市です。つまり、県内33市実施しています。

小学生支援は、県のモデル事業を含めて市は17市、町村部はモデル事業を含め7町実施しています。

《中島委員長》

学習支援については、埼玉県は全国の先進地域ですが、県が主体で実施してきたので、制度が市町村実施に変わっていく中で、実施している市と、未実施の市があるということだと思います。

《栗原委員》

避難行動要支援者名簿と個別計画について質問です。1つ目ですが、今回の計画の中には平成29年4月1日現在で60市町村が名簿を作成済みとなっておりますが、災害対策基本法では全市町村作成義務となっております。避難行動要支援者名簿に基づく避難個別計画ができていない市が4市あるということですが、この4市は名簿自体は作成していますか。

2つ目は、その名簿更新はどのような頻度で実施しているのでしょうか。

《高齢者福祉課》

名簿は、災害対策基本法上、自治体の義務規定となっておりますので、埼玉県では平成29年度末現在で全市町村作成済みです。

更新の頻度は市町村ごとになりますが、一般的には1年ごとで、住民基本台帳などの更新のタイミングに合わせるということが多いです。一部の市町村では、住民基本台帳や介護認定の名簿、あるいは障害者手帳の名簿などとリンクして常時更新が図られているシステムを導入しています。

《中島委員長》

名簿作成までは、法律で義務になっていて、更新もある程度できていますが、個別の避難行動計画となると、まだ課題はあるのだと思います。

《長谷部委員》

認知症サポーター養成講座のところで質問です。地域包括支援センターでは認知症サポーター養成講座を様々なところで実施していて、企業、小・中学校等でも実施していただこうと動いていますが、サポーターになった方が、次に何をすればいいのかというところが重要だと思います。ステップアップ講座を開催したり、認知症サポーターができる仕事や役割を持ってもらう取

組をしていますが、なかなかこのチームオレンジという言葉に行き着きません。実際は地域の方が認知症の方に声を掛けてオレンジカフェに誘ってくれること自体がチームオレンジではないかと思いますが、具体的なこの仕組みを整備する必要性について、県では何を意図しているのかを教えてください。

《地域包括ケア課》

チームオレンジ構築の意図という質問ですが、認知症サポーター数は51万人と増えている中で、認知症サポーターの活動などをどうしたらいいのかという課題を抱えている市町村が多いと考えています。

認知症サポーターのステップアップ講座やオレンジカフェで認知症サポーターの方がボランティアに取り組んでいる市町村は、44市町村です。

認知症サポーターの方が講座を受講した後に、少しでもチームオレンジとして活動していただきたいというのが国や県の方針です。

チームオレンジについて国が言っているのは、人員要件や設備要件ではなく、認知症を理解した方々にボランティアチームとして、身近な方の支援をできる範囲で取組をしてほしいということです。

県として何ができるかということを考えておりますが、一つは認知症カフェの設置を広げ、カフェの運営だけではなく、カフェの送迎を支援してもらうなどのプラスアルファのサービスをしていくことなどがあります。また、地域の学生ボランティアといった資源も生かせないかということも模索しており、市町村の担当者の意見も聞いているところです。

昨年6～7月に国のチームオレンジの説明会がありましたが、国もモデルをまだ出していない中、現実的にどのように使えるかというところを、県としても検討を重ねているところです。

《中島委員長》

認知症サポーターの話は、今まで国は認知症の理解が進めばいいということで、具体的にサポーターが活動するための取組はなく、認知症サポーター数700万人を目標に実施していきましたが、去年ぐらいから具体的な活動をしてほしいと方向転換をしました。

国が今年度予算から介護予防、フレイル予防を始め、虚弱の高齢者の方などの健康問題対策をしています。また、これから高齢者が重要ということで地域づくりの戦略も出しています。この部分との関連も大事だと思います。

認知症予防はもちろん大事ですが、介護予防対策の一環として認知症サポーターの人が参加をしていただいたりすることで、高齢者自身が元気になることもあると思いますが、県はどのように考えているか教えてください。

《地域包括ケア課》

認知症サポーターの活動の場の整備や、チームオレンジの活動内容につい

ても、さまざまなことが想定されています。フレイル予防や介護予防も、大きな課題になっていきますので、そのような場で、認知症サポーターを生かせないかということも踏まえて考えていきたいと思います。

《吉田（紀）委員》

台風19号のときは、私のところも避難区域だったので避難しましたが、自分の避難の判断が遅く、この段階では公的避難所はいっぱいだと思い、高台に住んでいる親戚のところにも身を寄せました。

後から知り合いの市役所の人に聞いたところ、水害では自宅近くの公民館は同じ水位になってしまい、避難所として使える公共施設が少なくなるので、できれば知り合いなどに身を寄せてほしい。知り合いなどがいない人に、なるべく公共の避難所を譲ってくれるぐらいだとありがたいという話を個人的に聞きました。

やはり共助が大事になると思いますが、普段から親しくしないと、実際に緊急事態になると声を掛けることをためらってしまうのではないかと思います。緊急事態の時には、情報はいろいろありますが、結局は個人で判断するしかない、それに他人を巻き込んでしまうかもしれないと思うと、親しくない人には、声掛けするのをためらってしまうのではと思います。

それで、認知症カフェのように地域と交流する場があって、普段から本人や家族の方と顔見知りになれば、災害時などにあそこのお宅は大丈夫かなと思いつかんで、行動につながるのではと思うのですが、認知症カフェの利用者は、認知症の方やそのご家族とかに限られるのでしょうか。

あと小・中・高校生の学習支援事業についてですが、小・中学生だとあまり遠くに通えないので、教室数が多く必要になってしまうと思います。一般の学習塾に通うのを行政が支援するよりは、このように生活困窮者世帯向けに個別に教室を開いたほうがよい利点というのは、生活の様子を見るという部分もあると思いますが、ほかにも何か理由があるのでしょうか。

《中島委員長》

顔の見える関係をつくっておくことが大事なので、認知症カフェを限られたメンバーだけではなく、多様なメンバーで実施していけばという意図のご質問だと思います。

《地域包括ケア課》

認知症カフェは本人、家族の参加に限られるのかということですが、さまざまな認知症カフェがあり、中には地域の高齢者の方々が集まって、その中に2～3人認知症の方がいらっしゃるというパターンもあります。地域支え合いの一環として、このような形式もあると思っております。地域の方であれば、認知症の方に限らずカフェに集まってもらって、過ごしていただきたいという考えです。

《社会福祉課》

学習塾ではなく生活困窮世帯向けの教室を別に開くほうがよい理由については、様々な考え方はありますが、大学生ボランティアや社会人ボランティアが子どもたちに対して、マンツーマンで教えることができるということが一つ挙げられます。

学習教室だけではなく、家庭訪問も行い、教室に来られない子どもも支援し、その際に親からも相談に乗るなど、世帯全体を支援できるということもあります。学習支援だけではなく生活支援も行っているのです。県としては、この教室型で行うのが望ましいという考えで実施しています。

《中島委員長》

認知症カフェの話がありましたが、多様な顔の見える関係を構築していくという方法は、様々な集いの場、NPO、地域の活動といろいろあると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

《西川委員》

例えば支援の場でも人それぞれ全然違っていて、一緒にいないと人柄が分かりません。災害時ほどその人の人柄を知っている人が重要だということ、さいたまスーパーアリーナの避難所で活動した時に強く感じました。認知症カフェを地域で展開するときには、いろんな人が交ざっていることが、一番大事だと思います。

子ども食堂もおなかを満たすという直接的な目的以外では、子どもから見て、この人は信頼できる人、この人に言ったら大丈夫だ、大丈夫かもしれないと思う人を、1人でも増やすための試みだと思います。

学習支援でも同じだと思っていて、本来学習支援や、子ども食堂の食など、基盤に関わることは、本来は法的に保障されなければいけないはずですが、しかし法的保障が不足しているのです。ボランティアでお願いしますということであるのなら、私たちの社会そのもののあり方として、どうなのかと思います。

ただ、住民が関わって関係づくりをしていくという点は、制度がいくら整っていても住民との関係が構築されていなければ、幸せに暮らすことはできません。学習支援や食を入り口にして、人が出会い、関係づくりをしていくことが、次の困り事を生まないことにつながっていくという点では、すごく意味のあることだと思います。

ただ、学習支援を小学生まで広げていくときに、本来は学校できちんとしなければいけないことを、住民が実施しないといけないという側面もあると思います。

最近でいうと、外国籍や外国にルーツのある子どもたちの支援に関しては明らかに学校での支援が不足していると思います。民間団体が外国にルーツのある子どもたちの支援をするために助成金の申請をすることが増えていま

す。対象人数が増加しているのに、法的な保障ができていないという現実があると思うので、住民参加で実施する意味と、法的に保障されなければいけないことの意味を今後しっかり考えないといけないと思います。

災害現場では“ボランティアが足りない”という言い方をしますが、ボランティアが足りないと言ってしまっているのかということ、私たち自身も問うていかななくてはいけないと思います。

《中島委員長》

非常に根源的で、大事なご指摘だと思います。例えば学校現場では、ほとんどの学校教育を行政が提供していますが、多くの子どもたちが塾に通い、塾の学習を前提とした学校教育を行政は実施しています。そのため塾に通えない子どもたちには学習支援が必要になっているという矛盾があります。また、子どもたちが家事を親の代わりに行っていたり、ヤングケアラーの問題など、子どもらしくいられないという状況も存在します。本来子どもは遊んだり、勉強したりすべき存在です。様々な根源的なことが含まれた質問だったと思います。

《吉田（豊）委員》

避難行動要支援者名簿に基づき、町内連合会と民生委員が話し合いをしましょうと何度も言いましたが、なかなか実施できませんでした。去年、町内連合会と一緒に合同研修の話が出て、少し顔の見える関係ができたところでしたが、台風19号がきてしまいました。

市内でも、水害に対しては反応がない地区もあります。市全域で民生委員と町内会と一緒にやろうとするのは無理なので、まずは私の地区から町内会長と話し合いをして、避難行動要支援者名簿の誰を誰がいつも見守りをしようとか、そういう突き合わせをしなきゃいけないということで始めてます。

《中島委員長》

自治会も温度差が非常にあり、非常に関心が高く頑張っている自治会もあれば、そうでもない自治会もあります。

もう一つ大事なことは、行政が人手不足で手が回らないことです。避難所を自治体職員2人で回していたりします。普段は、大丈夫ですかと要支援者名簿に登録してある方に連絡しますが、災害が起きた当日は連絡できない状況です。

このような状況では、自治体間連携といった応援体制をどのように構築するかということも議論しなければいけません。土地勘のない人に応援に来てもらっても役に立つのかという議論もあります。今回これだけ大きな水害が起きたので、議場を避難所にしたという東京の自治体もありました。

災害時の支援は非常に関心の高いところで、地震と水害で避難所が変わることなど誰も知らないという話もあります。ここはまた6期の計画に向けて

も大事なテーマになってくると思います。

議題（２）「第６期埼玉県地域福祉支援計画」について

《事務局》資料に基づき説明

《中島委員長》

第５期の計画をベースにしなが、子育てや認知症、参加支援などをより見える化して進めていこう、という計画だと思います。

《坂本委員》

国でも、包括的支援体制整備の中に子育ての分野が入ってきました。子育て支援センターや子育て広場、利用者支援事業、子育て世代包括支援センター、ネウボラなど、子育ての分野において地域の中でサポートする仕組みがいろいろと形になってきたところで、地域福祉の中でも期待されている部分があると捉えています。

地域福祉計画がスタートしたときは、高齢者と障害者のことが基本で、子ども分野の関心は低いという印象があります。子育ての分野の出番が来たかなという感じはしますが、柱の取組の中の一番上に掲げられていて、期待が大きすぎるような気がしました。

地域で活動していると思うのは、地域福祉という言葉、一部の人を除いて知らないし、ほとんどの人は知ろうとしないし、知る機会がありません。そういう点からは、子育てからスタートするのは、私は歓迎です。

ただ、いま申し上げたとおり、地域の子育て支援の新しい動きは、整え始めたばかりなので、芽を摘まないように上手に役割を分担していただければと思います。

私も地域子育て支援員や利用者支援専門員の育成の部分で県のお手伝いをしていますが、何を自分たちが期待されているのか、どういう役割を担っていいのか模索している支援者たちが、まだ多い状況です。上手に育っていただけるように県で牽引していただければと考えます。

《中島委員長》

第５期計画は、子ども分野の問題をいかに入れるかということが実は大きなテーマでした。しかし分野横断的に計画をつくることを大事にしたので、分野の色があまり出さない方がよいという意見もありました。

第６期の案でこのような形になったのは、子どもの問題をもう少し見える化したいということではないかと思います。さらに、いま地域で重要になってきていることなので、このような原案になったと、私は初めて見たときは理解しました。子育ての分野がいきなり出てきて心配ということがあるのかも知れません。御意見を踏まえながら、これから作業部会で議論していただ

くと思いますので、事務局から作業部会の部会員に伝えていただければと思います。

《栗原委員》

第6期の柱立てで、認知症という言葉が気になります。厚労省の最終とりまとめを見ても、特に認知症という言葉がなく、高齢者というくり方をしている中で、認知症だけを引っ張り出すことが非常に気になっています。今後の議論では、ぜひ整理していただきたいです。

高齢者が住みやすいということが、地域共生社会だと思っていますので、そのような視点も参考にいただければと思います。

《中島委員長》

大事なご指摘かもしれないです。見える化とバランスは難しいと思います。坂本委員も栗原委員も突出して出ることに対する、影響や意味合いということでは、なぜ認知症だけ支援するのかということもあります。高齢者全体としての支援ということがいいのではというご意見でした。

《長谷部委員》

逆に私は認知症というフレーズを入れて安心して暮らせる地域づくりと出たことは、とてもよかったです。

現実に地域包括支援センターには、毎日認知症の相談が来ます。実際、認知症の方でも施設に入れず、地域で暮らしている方がたくさんいます。そのような方が地域包括支援センターに同じことを何度も聞きに来ます。

数年前までは、認知症という言葉はあまり聞きたくない言葉という雰囲気がありました。今は、認知症が馴染みになっている時代です。私も母を認知症で介護していますが、実際に周りで認知症を体験した方が地域にもたくさんいます。その方たちが、身近な人が認知症になったけど一緒に暮らせる地域にしたいということで、私の地域包括支援センターでもDVDを作成しました。

高齢者イコール認知症ではなく、若年性の方もたくさんいます。ほかの病気もたくさんありますが、誰がなってもおかしくないという部分では、認知症でも一緒に安心して暮らせるというところは、ぜひ取り上げていただければと思っています。

《中島委員長》

皆様の意見それぞれがごもっともですので、これから作業部会で掘り下げていただければと思います。

《田中委員》

第6期地域福祉支援計画の柱立ての地域づくりの中で、「誰にも優しいま

ちづくりと障害者差別解消の取組の推進」についてですが、当事者目線では、もっと広い意味で、誰にも優しいまちづくりと心のバリアフリーを目指した共生社会づくりの推進というような表現がいいと思います。その中で差別解消を推進していただければいいのではないかと思います。

地域福祉という大きなくりの中では、心のバリアフリーを目指し、その中で共生社会を目指すことで、誰でも平等に、等しく地域の中で暮らせる社会がいいという趣旨だと思います。

《中島委員長》

埼玉県は心のバリアフリーという言葉はかなり大事にしてきた歴史があるかもしれません。第5期から障害者差別解消という内容をしっかり入れるようにしましたが、一つのご意見として、もう少し広い観点から議論していただき、細目として、しっかり障害者差別解消を捉えていいのではというご意見でした。

《吉田（紀）委員》

全体的に専門職がいろいろ出てきます。例えば認知症サポーターですが、認知症サポーターは介護士みたいなものなのか、それとも一般的な方が、認知症の方への接し方を学んだものなのかということが、分かりにくいと思います。認知症サポーターだけではなく、例えば地域のコーディネーターと民生委員は何が違うのか、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員は何が違うのかが一般的には大変分かりにくくなっていると感じます。もし地域福祉支援計画を広報する場合には、専門職や難しい言葉のところに簡単な説明を入れていただくと、普段福祉に注目していない人にも分かりやすく理解していただけるのではないかと思います。

《事務局》

前回も用語解説を多く入れさせていただきました。私たちが分かっているも、一般の人には難しい用語だと思いますので、今回も用語解説等で補っていきたいと思います。

《中島委員長》

第5期でも巻末ではなく、できるだけ記載してあるページの下に用語解説を入れるなどの工夫はしましたが、とても大事なご指摘です。

先日、とある自治体で地域福祉計画の進行管理を行いました。事業評価を全て数値化したことで、膨大な分析資料になってしまい、市民の人たちがこんなの分かりませんという状態になってしまいました。国が言っているとおり、計画をPDCAサイクルで丁寧に分析すると膨大な量になります。

しかしそれを実施しないと、PDCAサイクルになりません。一方であまりやり過ぎると今度は、分かりにくくなってしまい市民から遠いものになっ

てしまいます。そこを工夫しないといけないということで、自治体では悩みながら取り組んでいます。

《高木委員》

我々としては、第6期地域福祉支援計画の中にある介護、保育サービス人材の確保をとっても期待しております。介護人材の確保はかなり厳しい状況が続いており、当施設では、一般募集だけではなく、学習教室に参加している学生を高校卒業後に雇用しております。

また、海外から技能実習生等を積極的に受け入れる法人も増えてきておりますが、わたしの施設のある川口市では定住在留外国人の数が圧倒的に多く、その全体の3割ほどは雇用が安定してないため、その結果犯罪に手を染めてしまうケースもあると聞きます。また、日本人世帯だけでなく、外国人世帯でも困窮している世帯も相当数あり、貧困の連鎖を絶つという意味から、我々社会福祉法人で積極的に雇用する取り組みも進めております。特に、若いうちからボランティア活動やアルバイト経験がある学生も多く、これからの福祉の担い手として期待しております。

《石川副委員長》

学習支援を塾で実施したほうがいいのではないかという考えもあるというお話が先ほどありましたが、県の回答で非常によかったと思うのは、単に勉強を教えているだけではないということです。例えば高校進学率を増やすためだけに実施しているのではなく、元教員の方、地元の方など多様な人材が学習支援教室に来て世代間交流をしながら勉強も教え、場合によっては、子ども食堂のように食事の支援もするなど、生きる力を教える場所だと思えます。このような場所を提供していただいているのが、先ほどの施設などではないかと思えます。

なぜそこにこだわったかということ、最近福祉の世界は、進学率が上がりさえすればよく、それに対するコストが安ければ安いほどよいというように、コストパフォーマンスだけで捉える傾向が強いような気がします。本当の意味での地域共生社会というのは、行政だけではなく、一般の皆さんが持っている力を無理のない範囲でうまく出していただくことで、上手に世の中が回っていくことではないかと思えます。

《中島委員長》

学習支援の場は、子どもにとって親以外の大人との大事な出会いの場です。多様な出会いの場を社会福祉法人やNPO、地域の方につくっていただくことも大事なことだと思います。

《宮嶋委員》

お客さまのところに訪問する中で、夫婦のどちらかが認知症になると、片

方が大変困っているという話をよく聞きます。

商店街にはあまり情報がなく、この委員会に参加すると様々なことがあるということを知ります。商店街の近くにもオレンジカフェのような施設もありますが、商店街の人たちはオレンジカフェがよく分からないから行っていないという人が多いです。だから、たくさんの人に取り組んでいることをもっと浸透できるようなものにしていくと、良くなるのではと思います。

《中島委員長》

いま大きな福祉の課題として、買い物支援があると思います。例えば免許返納をした高齢者の方は、郊外の大きなショッピングセンターに行けないため、地域の商店街に行きます。そのため商店街と福祉の関係、非常に深いです。買い物支援や移動支援という問題をどのように連携するかは、とても大きなテーマです。

《宮嶋委員》

私の店の隣のスーパーに高齢者が買い物に来たが、買ったものを家まで持って帰れないということがあります。そのような時に、私に伝えてくれたら、家まで運んであげるということをできる範囲で実施しています。商店街全体がそのようなことに取り組めば、もっと商店街に高齢者も来るのではないかと思います。

《中島委員長》

以前の経済産業省の調査では買い物難民は600万人となっていましたが、現在では700万人になっています。これからますます買い物難民が増えると思定される中で、地元で買い物ができないと生活の基盤が成り立たないので、商店街との連携は、福祉関係者の非常に大きな課題です。埼玉県でも考えていかなければならない重要な課題だと思います。

《坂本委員》

地域福祉の始まりから、共助をどれだけ濃くしていくかが肝だと思っておりますが、行政の枠組みでは捉えきれない展開のところに重要な意味があるのだと思います。民の発想や工夫を、どのように広げていくかという部分では、NPOなどをどうやって活発に参入させていくのかということも、重要になると思います。行政だけでやりきる計画では、限界があるので、余白部分の開発なども含めて検討いただければと思います。

《中島委員長》

例えば高齢者の介護を受けているご本人が亡くなると、介護をずっと続けてきた奥さまやご家族の周りから、ケアマネなどがみんな引いていきます。亡くなるとサービスが終わるからです。そうすると残された方が非常に孤立

してしまうので、亡くなった後、残された方を地域でどのように支えるかということも、とても大事なことだと思います。

《西川委員》

前に民生委員をやらせていただいた時の一番最初の研修で、自殺や虐待等様々な課題がありますということ、延々と説明された後、これからよろしく願いますという研修でした。その時に大変なところに来たというイメージを持ちました。

子どもを預け合うことも、実際は預けるところがなく困っているという困り事だと思います。困り事を解決するために、制度が足りないという話し方をしてしまいがちですが、発想を変え、困り事がきちんと表に出せるようになれば、困り事を通じて人と一緒に何かをしていけるというようにしていかないと、あまりいいイメージを次の社会に持てないと思います。

専門機関を設けるなど専門的な支援を繰り返した結果として、困り事を人には相談せず、困り事があったらサービスで解決しようとなってしまったと思います。

サービスで困り事を解決するという考えを変えていくことが地域福祉だと思っていて、行政も含め困り事を外に出したりとか、普段から人々が様々なことに慣れることが必要だと思います。例えば、障害を持っている人と一緒にやることに慣れていく、外国人と一緒にやっていくことにも慣れていくといった、暮らし方を変えていくイメージを持たないといけないのではないかと思います。

《中島委員長》

地域福祉は制度だけでは回りません。行政が責任を持って実施していく部分と、共助でしっかりと支え合っていく部分が合わさっていかないと地域福祉は動いていかないと思います。今日は、公的責任は何かということと、共助で支え合っていくという両方の議論がしっかりされたと思います。